

項目	質問	回答
補助対象者について	「創業後5年未満の市内小規模事業者」の具体的な対象者を教えてください。	下記事業者が対象です。 ・実績報告日時点で創業5年未満の個人で、箕面市内（以下、「市内」という。）で事業を営んでいる、または市内で新たに事業を開始しようとする者 ・実績報告日時点で法人を設立してから5年未満の小規模事業者で、市内で事業を営んでいる、または市内で新たに事業を開始しようとする者 ・実績報告日時点で事業を開始してから創業5年未満の個人が、小規模事業者として法人成りをし、市内で事業を営んでいる、または市内で新たに事業を開始しようとする者
	創業前ですが、いつまでに創業する必要がありますか？	申請年の12月末までに個人事業主として開業届を提出するか、法人登記をする必要があります。
	NPO法人は対象になりますか？	収益事業を営んでいれば（営む計画であれば）対象となります。
	対象となる業種に制限はありますか？	業種に制限はありませんが、公序良俗に反する事業は対象外となります。
	箕面商工会議所の会員でなくても対象になりますか？	箕面商工会議所の会員でなくても対象です。
補助対象事業について	どんな事業が対象になりますか？	箕面市内で新たに取り組む、新事業、新商品、新サービス、新技術開発、販路開拓等や地域課題解決に繋がる事業が対象となります。
	他の補助金と併用はできますか？	同じ経費を他の補助金と併用（重複受給）することはできませんが、支出内容が異なれば併用は可能となる場合があります。他補助金も受給予定の方は、事務局までご相談ください。
	経営支援とはどのような内容ですか？	箕面商工会議所による、事業計画のブラッシュアップやマーケティング支援、資金繰りのアドバイス等、事業化に向けた経営相談全般です。
	経営支援は不要です。補助金だけの受給はできますか？	経営支援と補助金が一体となったプロジェクトのため、経営支援を受けない場合は補助金の対象となりません。
補助対象経費について	対象とならない経費はどのようなものがありますか？	個人で使用される機械や物品の購入、販売や製造にかかる仕入れ費用、中古品の購入、店舗等の家賃、人件費、交際費、金券や商品券等換金性の高い物品の購入、税金支払い、コンサルティング費用、その他箕面商工会議所が不適切と判断する経費は対象外です。
	事業計画に変更があった場合、補助対象経費の変更は可能ですか？	変更内容によっては可能ですが、事前に申請し承認を受ける必要があるため、事務局までご相談ください。
手続き関係について	申請後、結果はいつ分かりますか？	申請年の8月中旬を目途に、採択結果を通知予定です。
	採択結果や情報は公表されますか？	採択者名とプロジェクト名は箕面商工会議所ホームページで公表します。
	申請書類が公開されることはありますか？	申請された内容は、審査や補助事業実施にかかる手続きに必要な範囲外での公開はいたしません。
	いつからいつまでに実施した経費が補助対象経費として認められますか？	採択後、交付決定通知を受け取った後に発注等をおこなった経費から、事業終了日までに支出をした経費が対象となります。
	いつ補助金が支払われますか？	補助事業実施後、実績報告として事業の成果や経費の証明書類（領収書・請求書など）を検査し、適正に執行されたと認められた後の支払いとなります。
	事業終了後の報告は具体的にどのような内容ですか？	補助事業終了後2年にわたり、補助事業を実施したことで、売上・収益にどのような効果があったか等の報告が必要です。
	採択されましたが創業できませんでした。一部使った経費は補助対象となりますか？	申請年の12月末までに創業できなかった場合は、補助金の支払い対象となりません。
	採択されませんでした。経営相談を受けることは可能ですか？	可能です。箕面商工会議所中小企業振興課（072-721-1300）までご相談ください。